

# 通所リハビリテーション 料金表

平成30年4月1日改定

1. 介護保険サービス費(1割負担の場合の負担額) \* 2割負担の場合は倍額、3割負担の場合は3倍額となります。

	1～2時間	2～3時間	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間
要介護1	351 円	366 円	474 円	542 円	614 円	711 円	759 円
要介護2	382 円	425 円	555 円	635 円	734 円	850 円	905 円
要介護3	414 円	485 円	636 円	726 円	852 円	985 円	1,054 円
要介護4	445 円	544 円	739 円	844 円	992 円	1,147 円	1,227 円
要介護5	478 円	604 円	841 円	960 円	1,130 円	1,306 円	1,397 円

\* 2割負担の場合は倍額、3割負担の場合は3倍額となります。

2. その他サービスを希望される場合に必要な費用 (ご利用された場合に加算されます。)

理学療法士等体制強化加算	32 円	基準を超えた理学療法士等を2名以上配置している場合	
リハビリテーション提供体制加算	13 円	3時間以上4時間未満	
	17 円	4時間以上5時間未満	
	22 円	5時間以上6時間未満	
	26 円	6時間以上7時間未満	
	30 円	7時間以上	
栄養改善加算	160 円	個別に栄養・食事相談などを行います。(月2回を限度) 原則3月以内、医師の判断により90日経過後も継続可	
栄養スクリーニング加算	6 円/回	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合(6か月に1回を限度)	
口腔機能向上加算	160 円	個別に口腔清掃、摂食、嚥下機能訓練などの指導、実施を行います。(月2回を限度)原則3月以内、医師の判断により90日経過後も継続可	
若年性認知症利用者受入加算	64 円	受け入れた若年性認知症(64歳まで)利用者ごとに個別の担当者を定め、ニーズに応じたサービス提供を行う場合	
入浴介助加算	54 円	入浴された場合	
リハビリマネジメント加算(Ⅰ)	352 円/月	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が開始後1月以内に利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査等を行い、通所リハビリテーション計画の作成と見直しを行った場合(月1回を限度)(月4回以上利用)	
リハビリマネジメント加算(Ⅱ)	907 円/月	開始日から6月以内	リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明する場合
	565 円/月	開始日から6月超	
リハビリマネジメント加算(Ⅲ)	1194 円/月	開始日から6月以内	リハビリテーション計画の作成に当たり月1回以上(6月以内)、3月に1回以上(6月超え)会議をし計画書の見直しをする。医師がリハビリ計画を説明し同意を得る。
	853 円/月	開始日から6月超	
短期集中個別リハビリ実施加算	118 円	退院(所)日または認定日から3月以内 個別にリハビリを実施 リハマネジ加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していること 認知症短期集中リハビリまたは生活行為リハビリ実施の場合は算定できない	
認知症短期集中リハビリ実施加算(Ⅰ)	256 円	退院(所)日または通所開始日から3月以内 記憶の訓練、日常生活活動の訓練など。(週2日を限度) リハマネジ加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していること。 短期集中個別リハビリまたは生活行為リハビリ実施の場合は算定できない。	
認知症短期集中リハビリ実施加算(Ⅱ)	2047 円/月	退院(所)日の翌日の属する月または開始から3月以内 記憶の訓練、日常生活活動の訓練など(1月に4回以上実施)リハマネジ加算(Ⅱ)を算定していること。短期集中個別リハビリまたは生活行為リハビリ実施の場合は算定できない。	
生活行為向上リハビリ実施加算	2132 円/月	開始月から6月以内	日常生活や社会参加などの生活行為の向上へむけ居宅などの生活場面における具体的な計画を立てリハビリを実施する。リハビリマネジメント加算(Ⅱ)を算定していること 短期集中個別リハビリ 認知症短期集中リハビリを実施の場合は算定できない。
	1066 円/月	開始月から6月超	
	終了した日前1月以内に会議をし目標の達成状況と実施結果を報告する。* 上記 生活行為リハビリ終了後 指定通所リハビリ(うらら、他)を利用した場合は、15%減算/日(6月以内)		
重度療養管理加算	107 円	要介護3以上であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理を行った場合(頻回の喀痰吸引、胃瘻、褥瘡など)	
中重度者ケア体制加算	22 円	要介護3以上の利用者が30%以上であること。 専属の看護師を配置していること 指定基準の職員配置より1以上確保していること。	
社会参加支援加算	13 円	通所リハビリの利用を終了し、その他の通所介護や社会参加している者が5%を超えていること。また終了後14日～44日以内にケアマネからの退所後の情報提供を受ける。	
送迎を行わない場合	片道につき51円の減算		
サービス提供体制加算(Ⅰ)イ	19 円	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	—	所定単位数に4.7%を乗じた単位数の一部負担額分	

\* 2割負担の場合は倍額、3割負担の場合は3倍額となります。

3. 施設利用料

項目	利用料
食費(昼食・おやつ)	・720円/日
特別な食費	・利用者の希望による特別な食事代 ・行事食の追加的費用
日用品費	・ご希望により日常生活に必要なものを実費でいただきます。 ・おむつ(はくパンツ60～70円、尿とりパッド20円)
教養娯楽費	・レクリエーション等の材料費 100円/日
その他の費用	・講師を招いて実施するカルチャー教室や各種クラブの活動費用(希望者のみ) (陶芸 1,000円/回、書道 100円/回、手芸 100円/回)

# 介護予防通所リハビリテーション 料金表

平成30年4月1日改定

## 1. 介護保険サービス費(1割負担の場合の負担額)

	利用回数	1ヶ月あたり
要支援1	週に1回程度	1, 825 円
要支援2	週に2回程度	3, 854 円

\*2割負担の場合は倍額、3割負担の場合は3倍額となります。

## 2. その他サービスを希望される場合に必要な費用 (ご利用された場合に加算されます。)

リハビリマネジメント加算	352 円/月	医師が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対するリハビリテーションの目的に加えて、開始前又は実施中の留意事項等の指示を行い、おおむね3か月ごとにリハビリテーション計画を更新した場合			
運動器機能向上加算	240 円/月	リハビリテーション計画に基づき、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供した場合			
栄養改善加算	160 円/月	低栄養状態またはおそれのある方に対し栄養改善の相談、栄養管理を実施			
栄養スクリーニング加算	6 円/回	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合(6か月に1回を限度)			
口腔機能向上加算	160 円/月	口腔機能低下またはおそれのある方に口腔指導、嚥下訓練を実施			
選択的サービス 複数実施加算	運動器機能向上加算 栄養改善加算 口腔機能向上加算	} の内	2種類実施した場合	I	512 円/月
		3種類実施した場合	II	747 円/月	
若年性認知症利用者受入加算	256 円/月	受け入れた若年性認知症(64歳まで)利用者ごとに個別の担当者を定め、ニーズに応じたサービス提供を行う場合			
サービス提供 体制加算(I)イ	要支援1	77 円/月	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合		
	要支援2	154 円/月			
介護職員処遇改善加算 I	—	所定単位数に4.7%を乗じた単位数の一部負担額分			

\*2割負担の場合は倍額、3割負担の場合は3倍額となります。

## 3. 施設利用料

項 目	利 用 料
食 費 (昼食・おやつ)	・720円/日
特別な食費	・利用者の希望による特別な食事代
	・行事食の追加的費用
日用品費	・ご希望により日常生活に必要なものを実費でいただきます。
	・おむつ (はくパンツ60~70円、尿とりパッド20円)
教養娯楽費	・レクリエーション等の材料費 100円/日
その他の費用	・講師を招いて実施するカルチャー教室や各種クラブの活動費用(希望者のみ) (陶芸 1,000円/回、書道 100円/回、手芸 100円/回)